

## 弁護士 高下謹彦先生の法律相談



### 第34回

## 「内容証明文書の活用」

**Q** 「内容証明」郵便というのをもらったらどう対処すればよいのでしょうか。そもそも内容証明とはどういう意味のあるものなのでしょうか。

**A** 内容証明郵便というのは、郵便局が窓口で書留郵便物として受け付けて相手方に送った「内容」や「送った事実」を証明する文書送付の方法です。「内容証明」だけだと内容だけの証明になりますが、「配達証明」もつけてもらえば相手方に配達されたという証明のハガキをもらうこともできます。私的な郵便物だと「この内容の文書をこの相手に送った」という事実を相手が「知らない」といえば、送った方は証明の方法がありませんが、これはその事実が証明できるという公的な文書の送付システムです。一定の書式があって郵便局窓口での手続きが必要ですが、インターネットで手続きすれば郵便局外からパソコンで送ることも可能です。なお、「配達」の事実だけを証明する「配達証明」という手段もありますが、これは内容証明では送れない文書、資料を、送ったという外形的事実だけ証明する方法として利用されます。

**Q** どういう場合に使えばよいのでしょうか。

**A** これは送る側の意味と送られた方の対応の問題があります。

送る側は、その内容について、①「法的な意味のある通知」を送りたいとき、次に②「内容は何であれ、強い意志をもって相手に伝えたい」という意思の明白さ、強さを表すとき、③そしてこれらを後々、証拠として残したいというとき、に利用するものです。例として、小売店経営者ですと、取引に関する金銭請求をするとき、契約解除をするとき、クレーマーに対する抗議をするとき、従業員に解雇通知をするとき、その他、経営者の立場では何らかのトラブルの交渉や解決するときに明確な意思表示の第一歩として行うことが多いです。

**Q** 送られたら、どう対処すればよいのでしょうか。

**A** 送られた側は、逆に相手方が前記の①から③の意図をもってその意思を通知してきたものと受け止める

必要があります。これに対して、回答の必要がないとして無視するという対応もあります。しかし、一般的には何らかの回答をするのが無難であり、また、こちらの見解を伝えることに意味がある場合が多いと思われるから、返答はする方向で考えるのがよいでしょう。

**Q** といっても、どういう答え方がよいのでしょうか。

**A** 答え方のパターンとしては、①全面的拒絶または全面的承諾、②応じる前提で条件をつける回答、③部分的に応じる回答、④質問に対する説明、反論などが基本ですが、相手方の文書の趣旨を正しく理解し、適切な回答をすることが望ましいといえます。

**Q** レターパックという方法も聞きましたが、これはどういうものなのでしょうか。

**A** これは封筒に入れてポストに投函するものですが、相手方に対面で渡す「レターパックプラス」と郵便受けに投函する「レターパックライト」があり、これらは、中身の証明はされませんが、相手方に配達した事実は、パソコンで追跡（証明）することができます。前述の配達証明と同じもので、郵便局の窓口まで行かなくて配達の実事だけを「保証」「確認」する方法といえますが、「内容証明」ほど厳格ではないものの一定の証明力はあるといえます。封筒は専用のもので郵便局、文房具店、コンビニなどで購入でき、郵便ポスト以外でも投函できる場所がありますので、簡易な方法といえます。

**Q** 内容証明の作成や回答については、専門家に依頼するほうがよいのでしょうか。

**A** 紛争解決の第一歩の意思表示手段であり、回答の適格性、正確性が必要ですから、できるだけ弁護士などの法律専門家に依頼、相談するのが望ましいでしょう。特に、相手方が弁護士の名前（代理人）で来たときは、回答も弁護士に相談や依頼するのが不可欠だと思います。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹彦法律事務所 電話 03-5568-6655(代)  
http://www.takashita-law.jp